

令和7年度 就学援助費の支給申請について

平素は、本町教育行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、豊郷町では経済的理由により就学困難な学齢児童生徒に対して、就学援助費（学用品費・通学用品費・修学旅行費等）を支給しています。

就学援助費の支給を希望する方は、豊郷町教育委員会事務局学校教育課または児童生徒の通学する学校に必要な書類を提出してください。

なお、令和6年中の就学援助費を受給している方および新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請した方も、令和7年度の就学援助費を受給するためには、改めて申請が必要となります。

1. 対象者

- ・世帯に属する全ての者が、市町村民税非課税または減免されている方
- ・児童扶養手当を受給されている方
- ・令和6年中の世帯収入年額が、生活保護法による世帯の需要の年額の1.2倍以下であって、学資の支弁が困難と認められる世帯の方（低所得世帯）

2. 申請期間

令和7年3月3日（月）～令和7年3月31日（月）

（土日祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで）

3. 必要書類

- ・支給申請書（様式第1号）
- ・（児童扶養手当の証書の写し） ※児童扶養手当を受給されている方のみ
- ・（令和7年度課税証明書） ※令和7年1月1日現在豊郷町に住民登録のない方のみ、6月以降に提出を依頼する場合があります。

4. その他

認定通知は、6月下旬～7月上旬に通知します。

〒529-1169

犬上郡豊郷町大字石畑 375 番地

豊郷町教育委員会事務局学校教育課

TEL：0749-35-8131